

令和5年仙審第10号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年12月17日06時58分

福島県江名港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	1.1 トン	1.1 トン
登 録 長	7.27 メートル	7.27 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	69 キロワット	
漁船法馬力数		77 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操縦区画を設け、同区画中央に舵輪、左舷側に磁気コンパス、右舷側に機関遠隔操縦装置、舵輪前方の棚に左舷側からGPSプロッター、レーダー及び魚群探知機をそれぞれ備えた沿岸くろまぐろ一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和4年12月17日06時53分江名港の第1船だまりを発し、同県塩屋埼東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、乗組員を船首甲板で操業の準備作業に当たらせ、自らは舵輪後方に立って操船に当たり、江名港の東内防波堤先端沖合に至ったのち同沖合を東行し、06時56分半僅か前江名港東防波堤南灯台（以下「江名東灯台」という。）から304.5度（真方位、以下同じ。）630メートルの地点で、針路を133度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、右舷船首3度330メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同船を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路を一見しただけで航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、救命胴衣を着用していないことに気付いたことから、

同胴衣の着用を始め、Bを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでBの進路を避けないで続航し、06時58分江名東灯台から281.5度180メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首が、Bの船尾左舷に左舷後方から6度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操縦区画を設け、同区画中央に舵輪、左舷側壁に機関遠隔操縦装置、舵輪前方の棚にGPSプロッター3台及びレーダー、舵輪後方に椅子をそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、同日06時51分江名港の第1船だまりを発し、同港の南防波堤周辺の漁場に向かった。

ところで、Bが行う一本釣り漁は、ひらめ引き釣り漁と称し、椅子の左舷横に備えた電動リールから潜行板と疑似餌を取り付けた釣り糸を約20メートル海中に延出し、椅子に腰を掛け、手動操舵によって約3ノットの速力で引くもので、同船の操縦性能を制限するものではなかった。

b受審人は、江名港を南下して前示漁場に到着し、06時56分半少し前江名東灯台から293.5度330メートルの地点で、船尾から釣り糸を出して針路を127度に定め、機関を回転数毎分900に掛けて3.0ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、06時56分半僅か前江名東灯台から293度310メートルの地点に達したとき、右舷船尾9度330メートルのところに、Aを視認することができ、その後、同船が自船を追い越し、衝突

のおそれがある態勢で接近する状況であったが、後方から接近する他船が自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとらずに進行し、06時58分僅か前至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、原針路及び原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を生じ、Bは、船尾外板に亀裂等を生じたものの、のち修理され、b受審人が頭部挫創等を負った。

（航法の適用）

本件は、港則法が適用される江名港において、東行中のAと漁具をえい航しながら東行中のBとが衝突したもので、同法第35条漁ろうの制限の適用が考えられるが、沖防波堤と南防波堤間の可航幅が約100メートルあること及びA、B両船の大きさから、同船が行っていた引き釣り漁がAの航行の妨げになっていたとは認められないことから、同条の適用はない。

港則法には、本件に適用することができる他の規定がないことから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることとなる。

Bがえい航していた漁具は、同船の操縦性能を制限するものではないことから、予防法第18条の各種船舶間の航法の適用はなく、本件当時、両船は互いに視野の内にあり、AがBの正横後22度30分を超える位置から、同船を追い越す態勢で接近したもので、Aが避航義務を、Bが針路及び速力の保持並びに避航を促す音響信号及び協力動作履行の各義務を果たすのに十分な時間的、距離的余裕があったものと認められる。

したがって、本件は、同法第13条の追い越し船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、江名港において、Bを追い越すAが、見張り不十分で、Bを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、江名港において、東行する場合、前路の他船を見落とすことがないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路を一見しただけで航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船が追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、同船を確実に追い越し、かつ、Bから十分に遠ざかるまでその進路を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、江名港において、漁具をえい航しながら東行する場合、接近する他船を見落とすことがないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、後方から接近する他船が自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるた

めの協力動作をとらずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月26日

仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正